

令和4年11月15日

部 課 長 各 位

中間市長 福 田 浩

令和5年度予算編成方針

1. 我が国の動向と経済状況

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）や物価高騰等の直面する課題に迅速に対応するとともに、「人」、「科学技術・イノベーション」、「スタートアップ」、「グリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）」、「デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）」への投資を柱とし、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする新しい資本主義を実現するため、総合的な方策を早急に具体化し、実行に移すとしている。感染症や国際情勢の変化に伴う経済社会構造の急激な変化に際して、地方公共団体が取り組むべき事項が多く挙げられており、地方財政を取り巻く状況は、今後も厳しいものになると考えられる。

また、内閣府が発表した本年9月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに持ち直している」としているものの、「海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」ともしている。国の令和3年度税収は前年度に引き続き過去最高を更新しているが、本市では依然として景気回復の実感を得られているとはいえない状況であり、多くの下振れリスク要因が挙げられていることから、先行きは不透明であると言わざるを得ない状況である。

2. 本市の財政状況

本市の財政は、人口減少、少子高齢化、下水道事業の推進等の影響により、歳入が伸び悩む一方で、歳出においては社会保障関連経費及び繰入金等が増加し歳出超過に陥った結果、平成27年度から令和元年度までの5年間、財源不足を基金からの繰入により補う状況が続いた。その結果、一般会計基金残高が約25億円以上減少し、財政調整基金残高は約1億3千万円と枯渇状態に陥った。

そこで、令和元年度から予算編成に枠配分方式を導入したほか、借換債を実施するなど、収支及び財政構造の改善に取り組んだ結果、令和2年度決算においては、財政調整基金を6年ぶりに積み増し、財政指標も改善することができており、令和3年度決算においても、この傾向を継続することができている。しかしながら、これは、ふるさと納税の好調や土地売却収入といった臨時的収入の増加、コロナ禍で図らずも給付費や施設の管理運営費等が減少するといった効果、影響があったことにも支えられた結果であり、本質的な収支の改善には至っておらず、財政健全化は未だ道半ばである。

3. 改善に向けた取組みと成果

令和元年度以降の財政状況改善に向けた主な取組みと成果は、次のとおりである。

- ・予算の枠配分 予算編成方法を従来の財政主導による積上方式から、部局での事業マネジメントに主体をおいた枠配分方式に転換し全庁的に取り組んだ結果、令和2年度から令和4年度までの各年度では当初予算での一般財源総額を令和元年度と比較すると平均約2億9千万円の削減が図れた（効果額はその他の取組みとも合わせてのもの）。
- ・借換債（一般会計） 令和元年度に約42億円の地方債の借換を実施し返済期間を延長した結果、令和7年度までの返済額を繰り延べることができた（令和2年度の減少効果額は、約7億円である）。
- ・資本費平準化債 新たな起債に取組み資金確保を図ることで、公共下水道事業特別会計への繰出金が抑制された。
- ・借換債（公共下水道事業会計） 令和2年度に約46億円の地方債の借換を実施した結果、当該会計への繰出金を削減することができた。
- ・公共施設の廃止 東部及び西部出張所、中央公民館及び働く婦人の家を令和2年度に廃止することで、施設の運営管理費を削減することができた。
- ・市立病院の廃院 経営改善が見込まれない市立病院を令和2年度で廃院したことで、一時的には多額の財政負担が生じたが、将来に向けた財政リスクを回避することができた。
- ・入札制度改革 令和2年度に電子入札を導入したことで、入札落札率が改善した。

4. 今後の課題

(1) 予算の枠配分方式での事業整理

経常的な歳入に見合った歳出とする予算を編成する必要があり、これまでも歳出抑制に一定の効果は上がっているが、事業単位での取捨選択がほとんどなされておらず、本質的な収支の改善には至っていない。決定プロセスの確立が急務である。

(2) 歳入の減少

人口減少と少子高齢化の進展により市税収入の減少が予測されることに加え、感染症や物価高騰の影響による市税の減収が長期に及ぶ見込みである。これまで好調であったふるさと納税についても、令和2年度をピークに減少に転じており、自治体間競争の激化もあって、今後大幅な減少に繋がる恐れがある。また、新たな大規模な臨時的収入も見込めない状況である。

(3) 今後10年の行政需要

学校再編や老朽化した公共施設の維持保全等に係る今後10年間の追加的な需要額は、一般財源ベースの概算で100億円以上と見込んでおり、再編の規模や内容によってはその額が大幅に膨らむことも予測される。

(4) 感染症等の影響と経済社会構造の変化

感染症や国際情勢の影響による税収減や地域経済の停滞は、既に長期に及んでいるが、今後更に長期化・潜在化するリスクに備える必要がある。また、「新しい資本主義」の実現に向けた国の施策であるDXやGXの推進等による経済社会構造の急激な変化に柔軟に対応していく必要があるが、その財政的負担は多大なものが見込まれる。

(5) 行政の広域化の推進

人口減少及び少子高齢化が進む中で、スケールメリットを活かし、より効果的かつ効率的な組織運営を行うため、行政の広域化を検討、推進する必要がある。消防組織及び水道事業については、既に指示した具体的な広域化への取組みを引き続き推進していかなければならない。

5. 予算編成の方針

令和5年4月1日施行の中間市財政運営基本条例（以下「条例」という。）では、「健全で規律ある財政運営の確保を図り、もって市民の福祉の維持向上に資すること」を目的と規定しているが、人口減少、少子高齢化社会において、真に必要な行政サービスを維持していくとともに、将来世代に対して過度な負担を残さない市政運営を行うためには、持続可能な行財政基盤の確立は最優先かつ最重要の課題である。本市の

財政を取り巻く状況は依然として厳しく、感染症や物価高騰といった諸課題に直面し、また、その影響の長期化が予想される中で先行きは非常に不透明であるが、「財政健全化なくして住民福祉の向上なし」との強い信念と覚悟の下、職員一丸となって予算編成に取り組むこと。

(1) 枠配分方式による予算編成

歳入に見合った歳出とする予算の枠配分方式に基づき、部長級職員の権限と責任のもとでマネジメント機能を発揮し、主体的かつ積極的に予算見積りと内部調整を行うものとする。また、今年度は、特に新規事業及び事業の拡充に当たる部分については、庁議等を通じてその実施の可否を決定するとともに、継続事業及び経常的経費を含む全体の調整を図る方針である。予算編成に当たっては、前例踏襲に陥らず、全ての事業に対し見直しを行い、既存事業の廃止や新規事業の抑制（国策等は除く）、歳入確保などに最大限努力し財政健全化に努められたい。

感染症対策、物価高騰対策及びポストコロナに向けた施策について、積極的かつ果敢に取り組む必要があるが、これらの経費についても財源を最大限確保するとともに、予算の枠配分の範囲内に収めるよう調整すること。

(2) 政策

国は「人口減少克服と地方創生を実現するためには、同一地方自治体内における政策を検討するだけでなく、地方自治体間の連携を深め、広域的な経済を念頭に置いた政策を推進することが不可欠である」としており、本市においても、平成28年3月から「中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し地方創生に関する施策を戦略的に実行している。また、最上位計画である総合計画についても、現在策定を進めているところである。令和5年度予算では、この総合戦略を踏まえ、総合計画の策定も見据えつつ事業展開を行うこと。

なお、新たな政策の実施にあたっては、条例第4条の規定に則り安定的財源を確保すること。

(3) 特別会計、公営企業会計

予算枠配分は、一般会計のみで実施しているが、特別会計、公営企業会計には多額の繰出を行っており、これが本市の財政に及ぼす影響は大きい。このため、これらの会計においても、一般会計と同様に事業整理と経費削減を行うこと。また、保険料や使用料等については、料金改定等も含め受益者負担の原則の徹底を行うこと。

(4) 「中間市財政運営基本条例」について

条例の施行は令和5年4月1日であるが、その趣旨は現在の本市の財政運営に対する考えと相反するものではなく、また、正に令和5年度に執行される予算であることから、その理念は十分に尊重されなければならない。その施行に向けては、

準備を進めているところではあるが、上記で触れた事項以外に関しても、条例の趣旨に則った予算編成に努めること。

(5) 重要な留意事項について

①監査委員からの指摘事項等については確実に改善するとともに、「中間市予算事務規則」、「中間市財務規則」、「中間市契約事務規則」等に基づき、法令を遵守した適正かつ適切な予算執行が図れるよう、十分に検討した上で予算計上を行うこと。部局における内部チェックを徹底すること。

②予算はあくまで見積りであり、状況の変化等には臨機応変に対応しなくてはならないが、執行に際して安易に予算科目を変更したりすることは、予算体系を乱しかねないものであるとともに、議決予算の軽視に当たることから、款項目や事業区分、予算科目の設定に当たっては十分に検討した上で適切な計上に努めること。特に、委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金については、個別具体的な名称を予算書（予算に関する説明書）に記載している趣旨に鑑み、内容に即した名称とするとともに、異なる内容のものを混在して計上することのないよう留意すること。

③かねて通達したとおり、事業を実施する課が責任をもって予算計上し内容説明を行うこととし、予算計上課と事業担当課が異なることのないようにすること。

④補正予算については、当初予算編成時点では見込めなかった経費を計上することが原則であり、主な例としては、国の制度改正や災害復旧等が挙げられる。当初予算編成に当たっては、通年での所要額を的確に見込み、遺漏なく計上すること。なお、補正予算での増額を前提とした数字合わせの当初予算計上は厳に慎むこと。

⑤財政状況や予算に係る編成・執行方針について、これまであらゆる機会を捉えて通達・説明してきたが、未だに状況を理解していない職員や事例が散見される。財政健全化のためには、全庁的な共通認識が必須であることから、所属長においては、部会等を通じて全職員に対し本方針及び資料について周知徹底させること。

⑥予算編成に当たり、その他個別具体的な注意事項等については、別途財政課等から通知することとする。

6. 提出期限

令和4年11月30日（水）正午まで

※一般会計、特別会計とも期限を超過した提出が散見されるが、編成スケジュールに多大な影響を及ぼすことから、期限を厳守すること。